

四日市市病院管理規程第6号

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月1日

四日市市病院事業管理者職務代理者

四日市市病院事業副管理者 蜂須賀 丈博

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年四日市市病院管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
(略)				
夜間看護手当	(略)	(略)	(略)	(略)
集中治療室夜間勤務手当	集中治療室に勤務する医師が、深夜において行われる業務（時間外勤務を含む）に従事したとき。	深夜に係る時間数が7時間の場合	8,000円	
		深夜に係る時間数が7時間未満の場合	4,000円	
災害危険作業出動手当	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前				
別表（第2条関係）				
種類	勤務内容	区分	手当額	備考
(略)				
夜間看護手当	(略)	(略)	(略)	(略)
災害危険作業出動手当	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。